平成２４年（フ）第１２７号
三重県津市芸濃町雲林院872番地
債務者　雲井　健一
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１３２号
三重県鈴鹿市阿古曽町26番10号　エスポア３Ａ
債務者　細川　信幸
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０１号
兵庫県伊丹市緑ケ丘６丁目29番地３グリーンアーク102号
債務者　小池　友紀（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第８３号
福岡県飯塚市西町７番41号　レジデンス三木202号
債務者　武末須美枝
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第８６号
福岡県飯塚市横田857番地４　オレンジ横田101
債務者　篠原　　恵（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第８７号
福岡県飯塚市有井288番地11
債務者　村上　将士
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第６０号
福岡県直方市大字下境3893番地64
債務者　池上　陽市
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第６１号
福岡県宮若市四郎丸710番地２
債務者　岡野　善次
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３７６号
北九州市小倉北区都１丁目14番６号
債務者　中井　道克（旧姓真鍋）
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４１４号
北九州市若松区東小石町10番６―101号
債務者　松野　研仁
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４４６号
北九州市八幡西区船越２丁目17番８号
債務者　橋本敬一郎
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２８２号
大分市東鶴崎２丁目３番26号
債務者　佐藤　清志
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８８号
大分市大字三芳339番地の11　シャングリラ大道台Ａ101
債務者　木吉　崇宏
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８６号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字大畑75番地６
債務者　柳澤　賢一
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１９１号
盛岡市仙北１丁目７番６号　ハイツセガワ201号
債務者　福士　真紀
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４０４号
北九州市小倉北区井堀１丁目20番20―403号
債務者　田之口静代
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４３０号
北九州市八幡西区永犬丸３丁目14番２号Ｂ―101号
債務者　金本　健二
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４３１号
北九州市八幡西区永犬丸３丁目14番２号Ｂ―101号
債務者　金本ゆかり
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部